

○経済産業省告示四十九号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月五日

経済産業大臣 甘利 明

一の表の第1の1211・30の項から1211・90-3の項まで、1301・90の項から1302・19-3-（2）の項まで及び25・24の項から93・07の項までを削る。

一の表の第2を次のように改める。

第2 モントリオール議定書附属書に定める規制物質

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「モントリオール議定書」という。）

附属書AのグループIに属する物質（一の表の第2に基づき輸入の承認を受けなければならない者が輸入するもの、当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるもの及び試験研究又は分析

に用いられるものを除く。) 、 同議定書附属書AのグループIIに属する物質 (二の表の第2に基づき輸入の承認を受けなければならない者が輸入するもの及び当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるものを除く。) 、 同議定書附属書Bに掲げる物質 (二の表の第2に基づき輸入の承認を受けなければならない者が輸入するもの、 当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるもの及び試験研究又は分析に用いられるものを除く。) 、 同議定書附属書Cに掲げる物質 (二の表の第2に基づき輸入の承認を受けなければならない者が輸入するもの及び当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるものを除く。) 及び同議定書附属書Eに掲げる物質 (二の表の第2に基づき輸入の承認を受けなければならない者が輸入するもの、 当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるもの及び貨物の輸出入に際して行う検疫に用いられるものを除く。)

二の表以外の部分中 「経済産業大臣の二号承認を受けるべき場合」を「輸入貿易管理令 (以下「令」という。) 第四条第一項第二号の規定による輸入の承認 (全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。) (以下「二号承認」という。) 」に改める。

二の表の第1の三の9の(1)に掲げる国を除く国又は地域の項の貨物名の欄中 「一の表」を「二の二の表」

に改める。

二の表の第2中「、廃棄物等」及び「特定物質及び」を削る。

二の表の第2の1中「ワシントン条約」を「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）」「及び植物」を「又は植物」に改め、「並びにこれらの個体の一部及び派生物」のトビ「（卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品をいう。以下同じ。）」を加える。

二の表の第2の3及び4を削る。

二の表の第2の5中「化学兵器禁止法」を「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号。以下「化学兵器禁止法」という。）」に改め、同表の第2の5を第2の3とする。

二の表の第2の次に次のように加える。

二の二 令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）（以下「二の二号承認」という。）は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第 1

| 関税率等の番号等 | 品 目 | 備考 |
|---------------|--|----|
| 1211・30 | コカ葉 | |
| 1211・40 | けしから | |
| 1211・90-3 | 大麻草 | |
| 1301・90 | 大麻の樹脂 | ○ |
| 1302・11 | 生あへん | |
| 1302・19-3-(2) | 大麻エキス、大麻チンキ及び粗製コカイン | |
| 25・24 | 石綿（労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百五十七号）附則第三条第六号に掲げるものを除く。） | ○ |
| 26・12 | ウラン鉱及びトリウム鉱（精鉱を含む。） | |
| 2844・10 | 天然ウラン及びその化合物並びに天然ウラン又はその化合物を含有する合金（フエロウランを除く。） 、 デイスパーシオン（サーメットを含む。） 、 陶 | ○ |

2903・52

1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物 (別名クロルデン又はヘプタクロル。三の7の(1)において「クロルデン類」という。)並びに 1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキゾ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (別名アルドリソ。三の7の(1)において「アルドリソ」という。) (試験研究用のものを除く。)

2903・59

ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3-メチリデンビシクロ [2. 2. 1] ヘプタン (別名トキサフェン。三の7の(1)において「トキサフェン」という。)
) 及びドデカクロペンタシクロ [5. 3. 0. 0^{2,6}. 0^{3,9}. 0^{4,8}] デカ
ン (別名マイレックス。三の7の(1)において「マイレックス」という。) (

試験研究用のものを除く。)

- 2903・62 ヘキサクロベンゼン及び1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロフェニル)エタン(別名DDT。三の7の(1)において「DDT」という。) (試験研究用のものを除く。) ○
- 2903・69 ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ナフタレン(塩素数が三以上のものに限る。以下同じ。) (試験研究用のものを除く。) ○
- 2904・20 4-ニトロジフェニル及びその塩 ○
- 2906・29 2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス(4-クロフェニル)エタン(別名ジコホル。三の7の(1)において「ジコホル」という。) (試験研究用のものを除く。) ○
- 2907・19 2・4・6-トリタータリナーゼチルフェノール(試験研究用のものを除く。) ○
- 2909・19 ビス(クロメチル)エーテル ○

- 2910・40 1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロエキゾ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノフタレン (別名ダイルドリン。三の7の(1)において「ダイルドリン」という。) (試験研究用のものを除く。) ○
- 2910・90 1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロエンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノフタレン (別名エンドリン。三の7の(1)において「エンドリン」という。) (試験研究用のものを除く。) ○
- 2914・31 フエニルプロパン-2-オン (別名フエニルアセトン) ○
- 2918・19 4-ヒドロキシ酪酸 (別名GHB) 及びその塩類 ○
- 2921・45 ベーターナフチルアミン及びその塩 ○
- 2921・46 フエニルアミノプロパン及びその塩類 ○
- 2921・49 4-アミノジフエニル、N-エチル-1-フエニルシクロヘキシルアミン (○

別名エチシクリジン) 及びこれらの塩類

- 2921・51 N・N'—ジトリル—パラ—フェニレンジアミン、N—トリル—N'—キシ
○ リル—パラ—フェニレンジアミン及びN・N'—ジキシリル—パラ—フェニ
レンジアミン (試験研究用のものを除く。)
- 2921・59 ベンジジン及びその塩 ○
- 2922・19 3—アセトキシ—6—ジメチルアミノ—4・4—ジフェニル—ヘプタジ
○ アセチルメタドール)、 α —3—アセトキシ—6—ジメチルアミノ—4・4
—ジフェニル—ヘプタジ (別名アルファアセチルメタドール)、 β —3—アセ
トキシ—6—ジメチルアミノ—4・4—ジフェニル—ヘプタジ (別名ベータア
セチルメタドール)、 α —3—アセトキシ—6—メチルアミノ—4・4—ジ
フェニル—ヘプタジ (別名ノルアシメタドール)、6—ジメチルアミノ—4・
4—ジフェニル—3—ヘプタノール (別名ジメフェプタノール)、 α —6—
ジメチルアミノ—4・4—ジフェニル—3—ヘプタノール (別名アルファメ

タドール)、 β -6-ジメチルアミノ-4-4-ジフェニル-3-ヘプタノール(別名ベータメタドール)、4-ジメチルアミノ-3-メチル-1-2-ジフェニル-2- (プロピオニルオキシ) ブタン(別名プロポキシフェン)、(2-ジメチルアミノ) エチル-1-エトキシ-1-1-ジフェニルアセテート(別名ジメノキサドール)及びこれらの塩類

2922・29

4-エチル-2・5-ジメトキシ- α -メチルフェネチルアミン(別名DO
○
ET)、2・5-ジメトキシ-4・ α -ジメチルフェネチルアミン(別名D
OM)、2・5-ジメトキシ- α -メチルフェネチルアミン(別名DMA)
、3・4・5-トリメトキシフェネチルアミン(別名ムスカリン)、3・4
・5-トリメトキシ- α -メチルフェネチルアミン(別名TMA)、4-ブ
ロモ-2・5-ジメトキシフェネチルアミン、4-ブロモ-2・5-ジメト
キシ- α -メチルフェネチルアミン(別名プロランフェタミン)、4-メト
キシ- α -メチルフェネチルアミン(別名PMA)、2・4・5-トリメト

キシ- α -メチルフエネチルアミン及びこれらの塩類

2922・31 6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニル-3-ヘキサノン (別名ノルメサ ○

ドン)、6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニル-3-ヘプタノン (別名
メサドン) 及びこれらの塩類

2922・39 6-ジメチルアミノ-5-メチル-4・4-ジフェニル-3-ヘキサノン (○

別名イソメサドン)、2-(メチルアミノ)-1-フェニルプロパン-1-
オン (別名メトカチノン)、2-(2-クロロフェニル)-2-(メチルア
ミノ)シクロヘキサノン (別名ケタミン) 及びこれらの塩類

2922・44 トランス-2-ジメチルアミノ-1-フェニル-3-シクロヘキセン-1- ○

カルボン酸エチルエステル (別名チリジン) 及びその塩類

2922・49 7-[(10・11-ジヒドロ-5H-ジベンゾ [a・d] シクロヘプテン-5 ○

-イル) アミノ]ヘプタン酸 (別名アミネプチン) 及びその塩類

2924・29 N-(2-(メチルフエネチルアミノ)プロピル)プロピオンアミド (別 ○

名ジアンプロミド) 及びその塩類

- 2926・30 4-シアノ-2-ジメチルアミノ-4,4-ジフェニルブタン (別名メサド
ン中間体) 及びその塩類 ○
- 2930・90 α-メチル-4-メチルチオフェネチルアミン (別名4-MTA)、2・5
-ジメトキシ-4- (プロピルチオ) フェネチルアミン、2- [(ジフェニ
ルメチル) スルフィニル] アセタミド (別名モダフィニル) 及びこれらの塩
類 ○
- 29・31 ビス (トリブチルスズ) =オキシド (試験研究用のものを除く。) ○
- 2932・95 6 a・7・8・9-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル
-6H-ジベンゾ (b・d) ピラゾール-1-オール (別名デルタ10テトラヒド
ロカンナビノール)、6 a・7・8・10 a-テトラヒドロ-6・6・9-トリ
メチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ (b・d) ピラゾール-1-オール (別
名デルタ9テトラヒドロカンナビノール) (分解反応以外の化学反応 (大

麻取締法（昭和23年法律第124号）第1条に規定する大麻草（以下この項において「大麻草」という。）及びその製品に含有されている6a・7・8・10a-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ（b・d）ピラゾールを精製するために必要なものを除く。）を起こさせることにより得られるものに限る。）、6a・7・10・10a-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ（b・d）ピラゾール（別名デルタ8-テトラヒドロカンナビノール）（分解反応以外の化学反応（大麻草及びその製品に含有されている6a・7・10・10a-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ（b・d）ピラゾールを精製するために必要なものを除く。）を起こさせることにより得られるものに限る。）、6a・9・10・10a-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ（b・d）ピラゾール（別名デルタ7-テトラヒドロカンナビノール

)、7・8・9・10-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ (b・d) ピラゾール-1-オール (別名デルタ6a (10a)) テトラヒドロカンナビノール)、8・9・10・10a-テトラヒドロ-6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ (b・d) ピラゾール-1-オール (別名デルタ6a (7)) テトラヒドロカンナビノール)、6a・7・8・9・10・10a-ヘキサヒドロ-6・6-ジメチル-9-メチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ (b・d) ピラゾール-1-オール (別名デルタ9 (11))) テトラヒドロカンナビノール) 及びこれらの塩類

2932・99

N-エチル- α -メチル-3・4- (メチレンジオキシ) フェネチルアミン ○
(別名N-エチルMDA)、3- (1・2-ジメチルヘプチル) -7・8・9・10-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-6H-ジベンゾ (b・d)) ピラゾール-1-オール (別名DMHP)、N・ α -ジメチル-3・4- (メチレンジオキシ) フェネチルアミン (別名MDMA)、3-ヘキシル-7・

8・9・10-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-6H-ジベンゾ (b
 ・d) ピラゾール-1-オール (別名パラヘキシル)、 α -メチル-3・4-(
 マチレンジオキシ) フエネチルアミン (別名MDA)、N-(α -メチル-
 3・4-(マチレンジオキシ) フエネチル) ヒドロキシルアミン (別名N-
 ヒドロキシMDA)、3-メトキシ- α -メチル-4・5-(マチレンジオ
 キシ) フエネチルアミン (別名MMDA)、N-メチル- α -エチル-3・
 4-(マチレンジオキシ) フエネチルアミン (別名MBDB)、2-メチル
 アミノ-1-(3・4-マチレンジオキシフェニル) プロパン-1-オン及
 びこれらの塩類

2933・33 N-(1-(2-(4-エチル-5-オキソ-2-テトラゾリン-1-イル
) エチル)-4-(メトキシメチル)-4-ピペリジル) プロピオンアニリ
 ド (別名アルフェンタニル)、1-(2-(4-アミノフェニル) エチル)
 -4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル (別名アニレリ

ジン)、1- (3-シアノ-3,3-ジフェニルプロピル) -4-フェニル
ピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル (別名ジフェノキシレート)、
4-シアノ-1-メチル-4-フェニルピペリジン (別名ペチジン中間体A)
、4,4-ジフェニル-6-ピペリジノ-3-ヘプタノン (別名ジピパノン
)、1,2,5-トリメチル-4-フェニル-4- (プロピオニルオキシ)
ピペリジン (別名トリメピリジン)、1- (3-ヒドロキシ-3-フェニル
プロピル) -4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル (別
名フェノピリジン)、4- (3-ヒドロキシフェニル) -1-メチル-4-
ピペリジルエチルケトン (別名ケトベミドン)、1- (3-シアノ-3,3
-ジフェニルプロピル) -4- (2-オキソ-3-プロピオニル-1-ベン
ズイミダゾリニル) ピペリジン (別名ベジトラミド)、1- (3-シアノ-
3,3-ジフェニルプロピル) -4- (1-ピペリジノ) ピペリジン-4-
カルボン酸アミド (別名ピリトラミド)、1- (3-シアノ-3,3-ジ

エニルプロピル) -4-フエニルピペリジン-4-カルボン酸 (別名ジフエ
ノキシソ)、1-(1-フエニルシクロヘキシル) ピペリジソ (別名フエン
シタリジソ)、N-(1-フエネチル-4-ピペリジル) プロピオンアニ
ド (別名フエンタニル)、N-(1-メチル-2-(ピペリジノエチル))
-N-2-ピリジルプロピオンアミド (別名プロピラム)、2-フエニル-
2-(2-ピペリジル) 酢酸メチルエステル (別名メチルフエニデート)、
1-メチル-4-フエニルピペリジソ-4-カルボン酸エチルエステル及び
これらの塩類

2933・39 ○
3-アリル-1-メチル-4-フエニル-4-(プロピオニルオキシ) ピペ
リジソ (別名アリルプロジソ)、 α -3-エチル-1-メチル-4-フエニ
ル-4-(プロピオニルオキシ) ピペリジソ (別名アルファミプロジソ)、
 β -3-エチル-1-メチル-4-フエニル-4-(プロピオニルオキシ)
ピペリジソ (別名ベータファミプロジソ)、 α -1・3-ジメチル-4-フエニ

ル-4- (プロピオニルオキシ) ピペリジン (別名アルファプロジン)、 β -1・3-ジメチル-4-フェニル-4- (プロピオニルオキシ) ピペリジン (別名ベータプロジン)、1- (2- (2-ヒドロキシエトキシ) エチル)-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル (別名エトキシリジン)、4- (3-ヒドロキシフェニル)-1-メチルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル (別名ヒドロキシペチジン)、4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル (別名ペチジン中間体B)、4-フェニル-1- (3-フェニルアミノプロピル) ピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル (別名ピミノジン)、1- (2- (ベンジルオキシ) エチル)-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル (別名ベンゼチジン)、N- (1-メチル-2-ピペリジノエチル) プロピオンアミド (別名フェナンプロミド)、1-メチル-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エステル (1-メチル-4-フェニルピペリジン-4-カルボン

酸エチルエステルを除く。) 、 4・4-ジフェニル-6-ピペリジノ-3-ヘキサノン (別名ノルピパノン) 、 N-(1-(β-ヒドロキシフェネチル)-4-ピペリジル) プロピオンアニリド (別名ベータヒドロキシフェンタニル) 、 N-(1-(β-ヒドロキシフェネチル)-3-メチル-4-ピペリジル) プロピオンアニリド (別名ベータヒドロキシ-3-メチルフェンタニル) 、 1-フェネチル-4-フェニル-4-ピペリジノール酢酸エステル (別名PEPAP) 、 4-フルオロ-N-(1-フェネチル-4-ピペリジル) プロピオンアニリド (別名パラフルオロフェンタニル) 、 1-メチル-4-フェニルピペリジノ-4-カルボン酸 (別名ペチジン中間体C) 、 N-(3-メチル-1-フェネチル-4-ピペリジル) プロピオンアニリド (別名3-メチルフェンタニル) 、 1-メチル-4-フェニル-4-ピペリジノールプロピオン酸エステル (別名MPPP) 、 N-(1-(α-メチルフェネチル)-4-ピペリジル) アセトアニリド (別名アセチルアールフェ-

メチルフェンタニル)、N-(1-(α -メチルフェネチル)-4-ピペリジル)プロピオンアミド(別名アルファメチルフェンタニル)、1-(2-メトキシカルボニルエチル)-4-(フェニルプロピオンアミノ)ピペリジン-4-カルボン酸メチルエステル(別名レミフェンタニル)、1・2・3・4・5・6-ヘキサブロモ-8-ヒドロキシ-6・11-ジメチル-3-フエネチル-2・6-メタノ-3-ベンザゾリン(別名フエナゾリン)、1・2・3・4・5・6-ヘキサブロモ-8-ヒドロキシ-3・6・11-トリメチル-2・6-メタノ-3-ベンザゾリン(別名メタゾリン)及びこれらの塩類

2933・41 3-ヒドロキシーN-メチルモルヒナン(右旋性のものを除く。)及びその塩類

2933・49 3-ヒドロキシーN-フェナシルモルヒナン(右旋性のものを除く。)、3-ヒドロキシーN-フェネチルモルヒナン(別名フェノモルファン)、3・

- 4-ジメトキシ-N-メチルモルヒナン-6 β ・14-ジオール (別名ドロテ
バノール)、3-ヒドロキシモルヒナン (右旋性のものを除く。)、3-メ
トキシ-N-メチルモルヒナン (右旋性のものを除く。) 及びこれらの塩類
- 2933・53 5-アリル-5-(1-メチルブチル)バルビツール酸 (別名セコバルビタ
ール) 及びその塩類 ○
- 2933・55 α -アマトキシベンジル)-4-(β -アマトキシフェネチル)-1-ピ
ペラジニエタノール (別名ジペプロール)、3-(2-クロロフェニル)-
2-メチル-4 (3H)-キナゾリノン (別名メクロカロン)、2-メチル
-3-(2-トリル)-4 (3H)-キナゾリノン (別名メタカロン) 及び
これらの塩類 ○
- 2933・59 1-(3-トリフルオロメチルフェニル)ピペラジン、1-ベンジルピペラ
ジン、1-(3-クロロフェニル)ピペラジン及びこれらの塩類 ○
- 2933・99 2-(4-クロロベンジル)-1-(ジエチルアミノ)エチル-5-ニトロ ○

ベンズイミダゾール (別名クロニタゼン)、1- (ジエチルアミノ) エチル
-2- (4-エトキシベンジル) -5-ニトロベンズイミダゾール (別名エ
トニタゼン)、1・3-ジメチル-4-フェニル-4- (プロピオニルオキ
シ) アザシクロヘプタン (別名プロヘプタジン)、3- (2-アミノブチル
) インドール (別名エトリプタミン)、3- (2- (ジエチルアミノ) エチ
ル) インドール (別名DET)、3- (2- (ジメチルアミノ) エチル) イ
ンドール (別名DMT)、3- ((2-ジメチルアミノ) エチル) -インド
ール-4-イルリン酸エステル (別名サイロシピン)、3- (2- (ジメチ
ルアミノ) エチル) -インドール-4-オール (別名サイロシン)、1- ((1-
フェニルシクロヘキシル) ピロリジン (別名ロリシクリジン)、3・7
-ジヒドロ-1・3-ジメチル-7- (2- (α -メチルフェネチル) ア
ミノ) エチル) -1H-プリン-2・6-ジオン (別名フェネチリン)、3
- [2- (ジイソプロプラアミノ) エチル] -5-メトキシインドール (別

名5-MeO-DIPT)、3-(2-アミノプロピル)インドール(別名A
MT)及びこれらの塩類

2934・91

N-(4-(メトキシメチル)-1-(2-(2-チエニル)エチル)-4
-ピペリジル)プロピオンアニド(別名スフエンタニル)、3-メチル-
2-フェニルモルフォリン(別名フエンメラジン)及びこれらの塩類

2934・99

3-(N-エチル-N-メチルアミノ)-1・1-1-ジ-(2-チエニル)-
1-ブテン(別名エチルメチルチアソブテン)、3-ジエチルアミノ-1・
1-ジ-(2-チエニル)-1-ブテン(別名ジエチルチアソブテン)、3
-ジメチルアミノ-1・1-ジ-(2-チエニル)-1-ブテン(別名ジメ
チルチアソブテン)、4-フェニル-1-(2-(テトラヒドロフルリル
オキシ)エチル)ピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル(別名フレチ
ジン)、((3-メチル-4-ホルフォリノ-2・2-ジフェニル)ブチリ
ル)ピロリジン、2-メチル-3-ホルフォリノ-1・1-ジフェニル酪酸

(別名モラミド中間体)、1-(2-モノフオリエチル)-4-フェニル
ピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル(別名モルフエリジン)、6-
モルフオリノ-4,4-ジフェニル-3-ヘプタノン(別名フエナドキソン
)、4-モルフオリノ-2,2-ジフェニル酪酸エチルエステル(別名ジオ
キサフェチルズチレート)、シス-2-アミノ-4-メチル-5-フェニル
-2-オキサゾリン(別名4-メチルアミノレクス)、N-(1-(2-(
2-チエニル)エチル)-4-ピペリジル)プロピオンアニリド(別名チオ
フエンタニル)、1-(1-(2-チエニル)シクロヘキシル)ピペリジン
(別名テノシクリジン)、N-(1-(1-メチル-2-(2-チエニル)
エチル)-4-ピペリジル)プロピオンアニリド(別名アルファメチルチオ
フエンタニル)、N-(3-メチル-1-(2-(2-チエニル)エチル)
-4-ピペリジル)プロピオンアニリド(別名3-メチルチオフエンタニル
)及びこれらの塩類

次に掲げるもの及びその塩類

○

- イ コデイン、エチルモルヒネ
- ロ ジアセチルモルヒネ (別名ヘロイン)
- ハ ジヒドロコデイン (別名ヒドロコドン)
- ニ ジヒドロコデイン
- ホ ジヒドロヒドロキシコデイン (別名オキシコドン)
- ヘ ジヒドロヒドロキシモルヒノン (別名オキシモルフォン)
- ト ジヒドロモルヒノン (別名ヒドロモルフォン)
- チ テバイン
- リ モルヒネ
- ヌ 7・8-ジヒドロ-7 α - (1 (R)) -ヒドロキシ-1-メチルグチル) -6-0-メチル-6・14-エンドーエテノモルヒネ (別名エトルフィン)

次に掲げるもの及びその塩類（ヌにあつては、その誘導体。）

○

- イ N-アリルノルモルヒネ（別名ナロルフイン）及びそのエステル
- ロ ジヒドロデオキシモルヒネ（別名デソモルヒネ）及びそのエステル
- ハ ジヒドロモルヒネ及びそのエステル
- ニ 6-ニコチニルコデイン（別名ニココジン）
- ホ ノルモルヒネ（別名デメチルモルヒネ）及びそのエーテル
- ヘ 14-ヒドロキシジヒドロモルヒネ（別名ヒドロモルヒノール）
- ト 6-メチルジヒドロモルヒネ（別名メチルジヒドロモルヒネ）
- チ メチルジヒドロモルヒノン（別名メトポソ）及びそのエステル
- リ 6-メチル- Δ -6-デオキシモルヒネ（別名メチルデソルフイン）
- ヌ モルヒネ-N-オキシドその他五価窒素モルヒネ
- ル 3-0-アセチル-7・8-ジヒドロ-7 α -（1（R）-ヒドロキシ-1-メチルブチル）-6-0-メチル-6・14-エントロエテノモ

ルヒネ (別名アセトルフィン)

ヲ ジヒドロコデイン-6- (カルボキシメチル) オキシム (別名コドキシム)

ウ 7・8-ジヒドロ-7- α - [1- (R) -ヒドロキシ-1-メチル
ブチル] -6・14-エンブ- α -エタノテトラヒドロオリパピン (別名ジヒ
ドロエトルフィン)

カ モルヒネのエーテル (コデイン、エチルモルヒネを除く。)

ヨ モルヒネのエステル (ジアセチルモルヒネ (別名ヘロイン) を除く。
)

タ ジヒドロコデイン (別名ヒドロコドイン) のエステル

レ ジヒドロコデインのエステル

ン ジヒドロヒドロキシコデイン (別名オキシコドイン) のエステル

ツ ジヒドロモルヒノン (別名ヒドロモルフィン) のエステル

- 2939・41 1-フェニル-2-メチルアミノプロパノール-1 (エフェドリン) 及びその塩類
- 2939・42 1-フェニル-2-メチルアミノプロパノール-1 (プソイドエフェドリン) 及びその塩類
- 2939・49 1-フェニル-2-ジメチルアミノプロパノール-1、エリトロ-2-アミノ-1-フェニルプロパン-1-オール (別名ノルエフェドリン) 及びこれらの塩類
- 2939・69 リゼルギン酸ジエチルアミド (別名リゼルギド) 及びその塩類
- 2939・91 エクゴニン、コカインその他エクゴニンのエステル、フェニルメチルアミノプロパン及びこれらの塩類
- 2939・99 2-アミノプロピオフェノン、1-フェニル-1-クロロ-2-メチルアミノプロパン、1-フェニル-1-クロロ-2-ジメチルアミノプロパン、1-フェニル-2-ジメチルアミノプロパン及びこれらの塩類

- 3002・10 人用の免疫血清 (治験用のもの及び抗原抗体反応の研究用試薬を除く。)
- 3002・20 人用のワクチン (治験用のもの及び黄熱ワクチンを除く。)
- 3002・30 口蹄疫ワクチン (治験用のものを除く。)
- 30・03 1211・30、2918・19、2921・49、2922・19から2930・90まで及び2932・95から2939・99までの項に掲げる物 (4-アミノジフェニル及びその塩類を除く。) のいずれかを含む製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- イ コデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類の含有量が全重量の1%以下の製剤であつて、この項のイからホまで以外の部分に規定する物 (コデイン、ジヒドロコデイン、4-アミノジフェニル及びこれらの塩類を除く。) を含有しないもの
- ロ 麻薬原料植物以外の植物 (その一部分を含む。)
- ハ 1-フェニル-2-メチルアミノプロパノール-1の含有量が全重量の10%以下の物

ニ 1-フェニル-2-ジメチルアミノプロパノール-1の含有量が全重量の10%以下の物

ホ エリトロー-2-アミノ-1-フェニルプロパン-1-オールの含有量が全重量の50%以下の物

30・04

1211・30、2918・19、2921・49、2922・19から2930・90まで及び2932・95か

○

ら2939・99までの項に掲げる物（4-アミノジフェニル及びその塩類を除く。）のいずれかを含む製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

イ コデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類の含有量が全重量の1%以下の製剤であつて、この項のイからホまで以外の部分に規定する物（コデイン、ジヒドロコデイン、4-アミノジフェニル及びこれらの塩類を除く。）を含むしないもの

ロ 麻薬原料植物以外の植物（その一部分を含む。）

ハ 1-フェニル-2-メチルアミノプロパノール-1の含有量が全重量

の10%以下の物

ニ 1-フェニル-2-ジメチルアミノプロパンール-1の含有量が全重量の10%以下の物

ホ エリトロー-2-アミノ-1-フェニルプロパンール-1-オールの含有量が全重量の50%以下の物

3404・90 ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ナフタレン（試験研究用のものを除く。）

3506・91 ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのり
の溶剤（希釈剤を含む。）の5%を超えるもの

36・01 火薬

36・02 爆薬

36・03 導火線、導爆線、火管、イグナイター（次に掲げるものを除く。）及び雷管

イ 火薬0.1グラム以下のイグナイターのうち、黒色火薬を使用し電気に
よりに点火する構造のもの

ロ 自動車用エアバッグガス発生器に組み込んで用いるイグナイターであって、次の(1)から(6)までに掲げる要件を満たすもの

- (1) 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。以下同じ。）の量が0.26グラム以下の又は火薬の量が0.09グラム以下であり、かつ、爆薬の量が0.025グラム以下のものであること。ただし、点火部（イグナイターの部分品であって、点火薬が充てんされているものをいう。以下同じ。）を2つ有するもの場合には、それぞれの点火部の火薬の量が0.26グラム以下であること。
- (2) 電気により点火し、外部のガス発生剤に着火する構造であること。
- (3) 火薬及び爆薬を再度充てんすることができず、再使用できない構造であること。
- (4) 外殻は、防錆性を有する材質であること。
- (5) 内部の火薬及び爆薬が容易に取り出せない構造であること。

- (6) 点火部を2つ有するもの場合には、それぞれの点火部が(1)から(5)までの要件を満たし、かつ、一方の点火部の点火が他方の点火部の点火を引き起こさない構造であること。
- ハ、自動車用シートベルト引っぱり固定器に用いるガス発生器（L字型ガス発生器を含む。）、自動車用乗員前方移動拘束装置に用いるガス発生器又は自動車用歩行者衝撃緩和ボンネット上昇装置に用いるガス発生器に組み込んで用いるイグナイターであって、次の(1)から(5)までに掲げる要件を満たすもの
- (1) 火薬の量が0.26グラム以下のもの又は火薬の量が0.09グラム以下であり、かつ、爆薬の量が0.025グラム以下のものであること。ただし、自動車用乗員前方移動拘束装置に用いるガス発生器に組み込んで用いるもの場合には、火薬の量が0.25グラム以下のものであること。
- (2) 電気により点火し、外部のガス発生剤に着火する構造であること。

(3) 火薬及び爆薬を再度充てんすることができず、再使用できない構造であること。

(4) 外殻は、防錆性を有する材質であること。

(5) 内部の火薬及び爆薬が容易に取り出せない構造であること。

36・05

黄りんマッチ

38・22

4-ニトロジフェニル (その塩を含む。)、ビス (クロロメチル) エーテル、ベンジジン (その塩を含む。)、4-アミノジフェニル (その塩を含む。)
又はベーターナフチルアミン (その塩を含む。) をその重量の1%を超えて含有する製剤その他のもの

3824・82

ポリ塩化ビフェニル (試験研究用のものを除く。)

3824・90

4-ニトロジフェニル (その塩を含む。)、ビス (クロロメチル) エーテル、ベンジジン (その塩を含む。)、4-アミノジフェニル (その塩を含む。)
又はベーターナフチルアミン (その塩を含む。) をその重量の1%を超え

て含有する製剤その他のもの及びポリ塩化ナフタレン（試験研究用のものを除く。）

4005・20 ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムの

りの溶剤（希釈剤を含む。）の5%を超えるもの

4016・99 ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムの

りの溶剤（希釈剤を含む。）の5%を超えるもの

8109・90 ジルコニウムの管（原子炉本体を構成するために設計又は製造されたもので

あって、ハフニウムの重量がジルコニウムの重量の500分の1未満のものに限る。）

8401・10 原子炉

8401・30 核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）

8401・40 原子炉の部分品

84・11 軍用航空機用原動機（部分品を除く。）

- 8412・10 軍用航空機用原動機
- 8412・39 軍用航空機用原動機
- 8412・80 軍用航空機用原動機
- 87・10 戦車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備している
かいないかを問わない。）及びその部分品
- 88・02 軍用航空機（関税率表第8802・60号に掲げるものを除く。）
- 89・06 軍艦
- 9030・10 電離放射線の測定用又は検出用の機器（核燃料物質を含むものに限る。）
- 9030・90 電離放射線の測定用又は検出用の機器（核燃料物質を含むものに限る。）の
部分品及び附属品（核燃料物質を含むものに限る。）
- 93・01 軍用の武器
- 93・02 けん銃
- 93・03 その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの

93・04 その他の武器

93・05 関税率表第93・01項から第93・04項までの物品の部分品及び附属品（関税率表第9305・99号であつて、プラスチック製、ゴム製、革製、コンポジションレザー製又は紡織用繊維製のものを除く。） ○

93・06 爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾及びカートリッジラッドを含む。）

93・07 刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品及びさや

第2 ワシントン条約動植物及びその派生物、廃棄物等、化学兵器禁止法に定める特定物質、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に定める規制物質並びに石綿を用いた製品

1 ワシントン条約附属書Iに掲げる種に属する動物（まっこう鯨、つち鯨、みんく鯨、いわし鯨、にたり鯨、ながす鯨及びカワゴンドウを除く。）又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物

- 2 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物（同条第四項第二号に掲げる船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物を除く。）
- 3 化学兵器禁止法第二条第三項に規定する特定物質
- 4 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第十三条第一項に規定する政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書A又は附属書Bに掲げる化学物質が使用されているものに限る。）
- 5 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十六条第一項第四号に掲げる物をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百五十七号）附則第三条各号に掲げるものを除く。）
- 三〇の2中「及び二の系の第1」を「一」の系の第1及び二の系の第1」に改める。
- 三〇の3中「非自由化品目」のドに「及び二の二号承認を受けるべき貨物」を、「一の系の第1」のドに「

及び二の二の表の罫「」を加える。

三の 5 を次のように改める。

5 二の表の罫「及び罫」並びに二の二の表の罫「及び罫」の承認の申請の期日、申請書の提出先、添付書類その他必要な事項は別に定めるところによる。

三の 7 の (6) 中「及び植物」を「又は植物」に、「二号承認を受けるべきもの」を「二号承認を受けるべきもの」に改める。

三の 8 の (2) 及び (3) 中「及び植物」を「又は植物」に改める。

三の 8 の (4) のイ中「一の表の罫」に基づき二号承認を受けるべき貨物」を「二の表の罫」に基づき二号承認を受けるべき貨物、二の二の表の罫」に基づき二の二号承認を受けるべき貨物」に改める。

三の 8 の (4) のロ中「一の表の罫」に基づき輸入割当を受けるべき貨物」を「二の二の表の罫」に基づき二の二号承認を受けるべき貨物」に改める。

三の 9 の (3) 中「附属書Ⅱ及びⅢ」を「附属書Ⅱ又はⅢ」に、「及び植物」を「又は植物」に改め、「の申

請の期日、申請書の提出先、添付書類その他必要な事項は別に定めるものとし、その承認」を削る。